

兵庫県総合治水条例(仮称)のあらまし

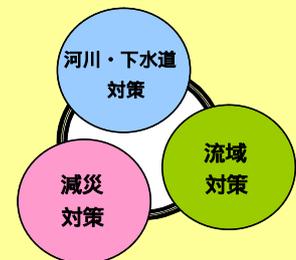
条例制定の背景

近年、台風等による大雨や集中豪雨、局地的大雨が増え、河川や下水道整備といったこれまでの治水対策だけでは限界を生ずるようになってきています。

そこで、雨水を貯めて被害を減らす「流域対策」、被害が発生した場合でもこれを減らす「減災対策」を組み合わせた『総合治水』の推進が重要となっています。

『総合治水』とは

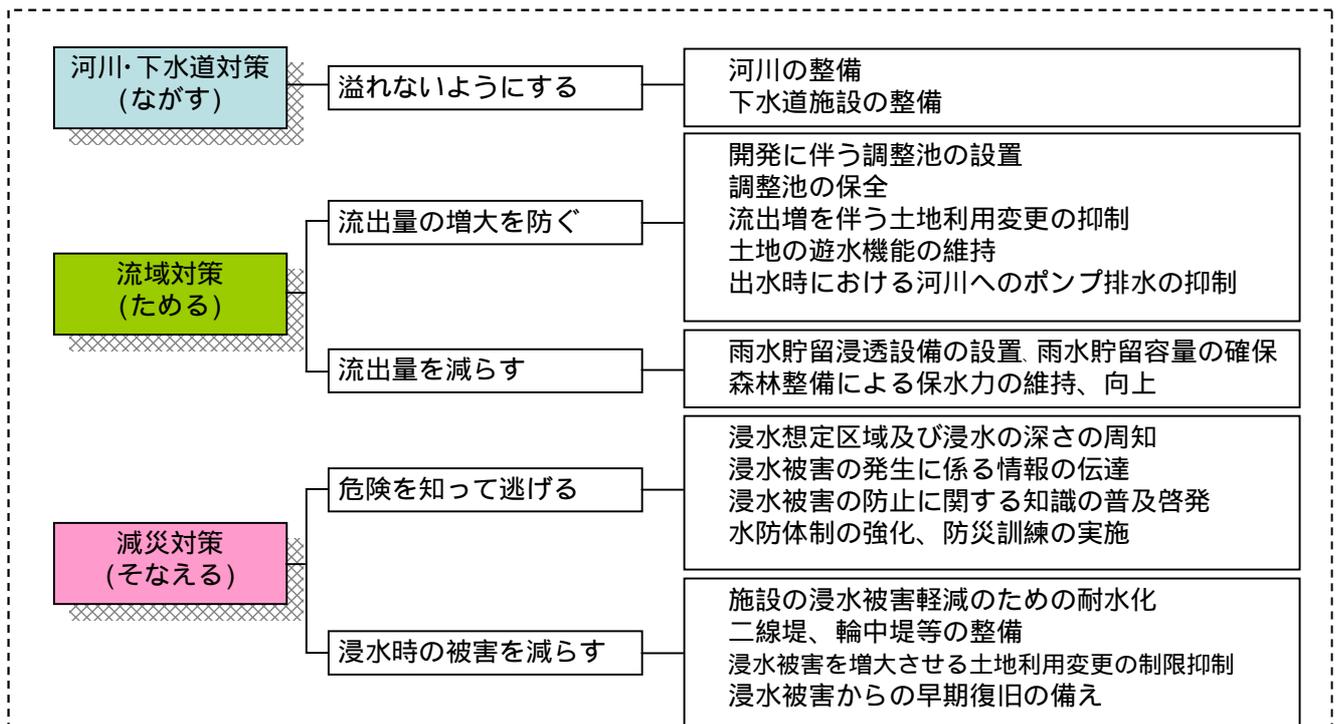
「河川・下水道対策」、
河川や水路への流出を抑制するための「流域対策」、
洪水時の被害を軽減するための「減災対策」、
この3つをあわせたものが「総合治水」です。



条例の特色

総合治水に関するあらゆる方策を明示します。

兵庫県総合治水条例(仮称)の構成～『総合治水』の方策体系～



条例の特色

地域の特性や課題に応じた「総合治水推進計画」を、県、市町、地域の皆さんとともに作成し、「総合治水」に取り組みます。

計画で「実施しなければならない」とした取り組みは、必ず実施するものとします。

「総合治水推進計画」とは、例えば次のようなことに取り組む計画です。

県、市町

河川や下水道の管理者として、施設の整備等をすすめ、安全性の向上に努めます。

雨水が一気に流れ出すことによる被害を避けるため、雨水貯留に自ら取り組み、広めます。

避難所や防災の拠点になる建物等には、浸水被害に遭ったときに備え、電気設備等を建物の高所に設置するなどの対策を講じます。

ハザードマップの作成、配布、活用などを通じ、地域の皆さんへの情報提供や意識啓発に努めます。

地域の皆さん

自宅や事業所、ため池や水田でもできる雨水の貯留に取り組みます。

ハザードマップや避難所を確認したり、避難訓練に参加するなどして、万一来臨します。

条例の特色

開発に伴う調整池を、条例に基づき設置してもらいます。

森林や宅地の開発によって増加する雨水の流出量を抑制するために、開発者の皆様には「調整池」を設置し、保全していただきます。

面積1ヘクタール以上の区域で開発行為を行う場合、開発者は区域内に雨水流出を抑制するための調整池を設置しなければなりません。

調整池の所有者は、点検、修繕等をしてその機能を保全しなければなりません。違反した者には、知事が勧告し、従わない場合には違反者の氏名を公表します。面積1ヘクタール未満の開発については、調整池を設置及び保全するよう努めてください。

この条例が施行される前に設置された調整池については、引き続き保全するよう努めてください。

*「開発行為」とは・・・土地の形質を変更する行為で、降雨時における雨水の流量の増大をもたらすものをいう。